

各国 BSE ステータスに対する我が国のコメント

日本政府は、我が国を含む各国の申請書を評価し、BSE ステータスの勧告を実施した科学委員会及びアドホックグループの努力を多とする。

我々は、動物及び人の健康へのリスクが BSE ステータス決定の基礎であることを考慮し、以下のコメントを提出する。

各国の評価案に対するコメント

1. コロンビア

SRM を飼料チェーンから除外することを検討するべきとの勧告を支持する。

2. 日本

我が国の BSE ステータスを「管理されたりスク」に評価したことを歓迎する。しかしながら、アドホックグループのコメントについて、以下の点を指摘したい。

a) BSE 病原体の循環及び増幅リスクに関し、2001 年以来 SRM が除去・焼却され、MBM の反すう動物への給与に加え反すう動物 MBM の全動物への給与が禁止され、さらに 2005 年からは反すう動物飼料工場とその他動物の飼料工場が完全に分離されたとされているにもかかわらず、BSE 病原体の循環及び増幅リスクが無視できないと結論された根拠を明らかにしていただきたい。

b) 結論において、我が国が現行の臨床症状牛の定義に基づいた BSE サーベイランスポイントの集計を拒否しているのではないかとのコメントがなされている。しかし、これは、我が国の現行の臨床症状牛の定義が OIE の定義より厳格であるために結果として臨床症状牛と分類される牛が確認されなかったことによるものであり、決して集計を拒否しているわけではない。なお、我が国では、と畜場における BSE 検査及び農場死亡牛検査によって、検査されなければならない臨床症状牛は検査されていると考えられることを強調しておきたい。

c) BSE 因子の侵入に関するリスク評価において、「2002 年以降、飼料用 MBM の輸入は禁止され、食用及び工業用の少量の MBM が EU 諸国及び米国から輸入された。」と記載されているが、調査の結果、食用として輸入されたのは肉骨粉ではなかった。ただし、米国より BSE 発生前の 2003 年に、調理し、乾燥させた牛肉粉が 1 件 (25 kg) 輸入されていた。

すでに BSE ステータスが認定された各国からの毎年の更新データの提出

我々は、アドホックグループが、すでに BSE ステータスが認定された各国からの毎年の更新データの提出が守られていないことに加え、提出されたデータについてもば

らつきがあると報告している点について指摘したい。OIE は、すでに BSE ステータスが認定された各加盟国が毎年の更新データを提出できるよう様式を改善するとともに、毎年の更新データが期限までに定められた様式で提出されるよう各加盟国に対して要請するべきである。